議案第41号関係

山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

埴生地区の老朽化した公共施設を効率的に整備し管理するため、埴生中学校の南側の敷地に支所・公民館・児童クラブ室を集めた複合施設を建設しており、令和2年10月に供用開始する予定である。

ついては、新公民館の住所、市民の利用に供する部屋の使用料及びその部屋の冷暖房使用料を定める必要があるため。

2 改正内容

(1) 住所

変更前	変更後	
山陽小野田市大字埴生525番地1	山陽小野田市大字埴生275番地	

(2) 使用料の額

他の公民館の使用料の額を基に部屋の面積に応じて、使用料の額を設定した。

新埴生公民館の使用料(1時間あたり)

室 名 面 積	五 接	使用料(税込み)	使用料(税込み)	
	使用件(忧处外)	冷房	暖房	
多目的室1	91. 0 m²	310 円	270 円	160 円
多目的室 2	188.0 m²	390 円	490 円	330 円
会議室	58.0 m²	250 円	270 円	160 円
団体企画室	37. 7 m²	170 円	160 円	110 円
調理実習室	82. 5 m²	310 円	270 円	160 円
和室	45. 9 m²	250 円	270 円	160 円

3 施行日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から (令和2年10月施行予定)

資料2



